

# ◆定期巡回・随時対応型訪問介護看護及び(看護)小規模多機能型居宅介護の利用促進について

千葉市では、可能な限り住み慣れた地域で高齢者が自立した生活を送れるよう、その人の状態に応じて、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスを切れ目なく提供する「地域包括ケアシステム」の構築を進めております。

地域包括ケアシステムの重要な要素である在宅生活を支えるサービスは今後ともニーズに応えられるよう継続して整備を進めていく必要がありますが、地域密着型サービスの定期巡回・随時対応型訪問介護看護及び(看護)小規模多機能型居宅介護は、24時間365日の支援が可能であることから、地域包括ケアシステムの中核を担うサービスとして、本市も計画的な整備を行っております。

## 1 定期巡回・随時対応型訪問介護看護について

ケアプランに基づいて、決まった時間に訪問する「定期巡回」、利用者やご家族からのコールを受ける「随時対応」、必要に応じて訪問する「随時訪問」、医師の指示に基づいて看護師が訪問する「訪問看護」の4種類のサービスを24時間体制で行います。

また、このサービスでは計画作成責任者がサービス提供日時や内容を具体的に定め、ケアマネージャーに報告し、ケアマネージャーは他のサービスを含め総合的に居宅サービス計画を立てます。ケアマネージャーを変更する必要はありません。

なお、利用料は利用者の要介護度に応じた1か月単位の定額制です。訪問看護の利用の有無、通所系サービス、短期入所の利用により利用料が異なります。定期巡回・随時対応型訪問介護看護は、要介護認定を受けている方が利用することができ、要支援の方は利用できません。

### 定期巡回・随時対応型訪問介護看護の概要 (出典 R2.7.8 社会保障審議会資料)

#### 定義

- 「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」とは、
  - ・定期巡回訪問、または、随時通報を受け利用者（要介護者）の居宅を介護福祉士等が訪問し、入浴・排せつ・食事等の介護、調理・洗濯・掃除等の家事等を行うとともに、看護師等による療養上の世話や診療の補助を行うもの（訪問看護を一体的に行う場合）
  - または
  - ・定期巡回訪問、または、随時通報を受け訪問看護事業所と連携しつつ、利用者（要介護者）の居宅を介護福祉士等が訪問し、入浴・排せつ・食事等の介護、調理・洗濯・掃除等の家事等を行うもの（他の訪問看護事業所と連携し訪問看護を行う場合）
 のうち、いずれかをいう。

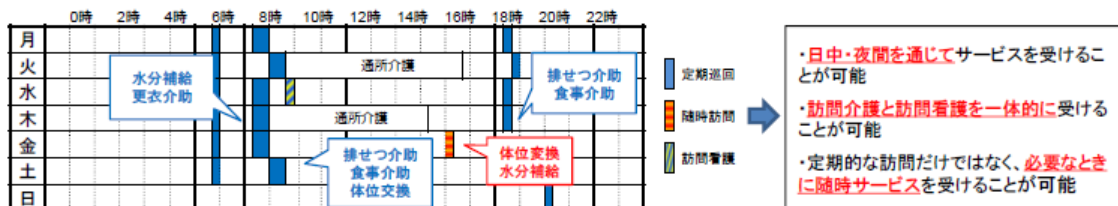
#### 経緯

- 訪問介護などの在宅サービスが増加しているものの、**重度者を始めとした要介護高齢者の在宅生活を24時間支える仕組みが不足**していることに加え、医療ニーズが高い高齢者に対して**医療と介護との連携が不足**しているとの問題がある。
- このため、①日中・夜間を通じて、②訪問介護と訪問看護の両方を提供し、③定期巡回と随時の対応を行う「**定期巡回・随時対応型訪問介護看護**」を創設（平成24年4月）。

#### <定期巡回・随時対応サービスのイメージ>



#### <サービス提供の例>



## 2 (看護)小規模多機能型居宅介護について

このサービスは、本人の希望に応じて「通い」、「宿泊」、「訪問」、「訪問看護」(看護小規模多機能型居宅介護)といったサービスを組み合わせて、自宅で継続して生活するために必要な支援を行います。

従来はそれぞれ別の事業所で受けていたサービスを、なじみの関係性、なじみの環境のなかでサービスの提供を受けられることが特徴であり、心身の状況にあわせ、柔軟に介護計画の変更が可能です。このサービスの利用を開始した場合には、ケアマネージャーは(看護)小規模多機能型居宅介護のケアマネージャーに変更することになります。

なお、利用料は利用者の要介護度に応じた1か月単位の定額制です。小規模多機能型居宅介護は要支援認定、要介護認定を受けている方が利用できますが、看護小規模多機能型居宅介護は要支援の方は利用できません。

